

高圧ガス保安法関係手続きに係る手続きの受付窓口一覧表

令和2年4月1日現在

高圧ガス保安法に基づく各種手続き（登録、届出、認定、許可、報告等）は、以下の窓口にて対応しております。

※第一種製造許可等に関する事務は、本庁でのみ受け付けております。詳しくは、「高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口」をご覧ください。

1 沖縄県（本庁）

機関名	所在地	連絡先	対象地域及び区分
沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班 (高圧ガス担当)	〒900-8570 沖縄県那覇市崎 1丁目2番2号	TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440	沖縄県内全域（ただし、出先機関に係る事務を除く）

2 沖縄県（出先機関）

機関名	所在地	連絡先	対象地域及び区分
沖縄県総務部 宮古事務所総務課 総務振興班 (高圧ガス担当)	〒906-0012 沖縄県宮古島市 平良西里1125 (宮古合同庁舎 内)	TEL:0980-72-2551 FAX:0980-73-0096	①宮古島市・多良間村 (2市村) ②第1種製造者関係除く
沖縄県総務部 八重山事務所総務課 総務振興班 (高圧ガス担当)	〒907-0002 沖縄県石垣市真 栄里438-1(八 重山合同庁舎 内)	TEL:0980-82-3040 FAX:0980-82-3760	①石垣市・竹富町・与那国 町(3市町) ②第1種製造者関係除く

高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口

○「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」より引用

No.	対象事務	根拠 (高圧法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	備考
1	高圧ガス製造の許可（第一種製造者）	法第5条第1項	○	—	
2	高圧ガス製造（事業）の届出（第二種製造者）	法第5条第2項	○	○	
3	第一種製造者の地位の承継届出	法第10条第2項	○	—	
4	第二種製造者の地位の承継届出	法第10条の2第2項	○	—	
5	第一種製造者への基準適合命令	法第11条第3項	○	—	
6	第二種製造者への基準適合命令	法第12条第3項	○	○	
7	製造施設等（第一種製造者）の変更許可	法第14条第1項	○	—	
8	製造施設等（第一種製造者）の軽微変更届出	法第14条第1項 ただし書き	○	—	
9	製造施設等（第二種製造者）の変更届出	法第14条第4項	○	○	
10	第一種貯蔵所、第二種貯蔵所への基準適合命令	法第15条第2項	○	○	
11	第一種貯蔵所の許可	法第16条第1項	○	○	
12	第一種貯蔵所の地位の承継届出	法第17条第2項	○	○	
13	第二種貯蔵所の届出	法第17条の2	○	○	
14	第一種貯蔵所、第二種貯蔵所への基準適合命令	法第18条第3項	○	○	
15	第一種貯蔵所の変更許可	法第19条第1項	○	○	
16	第一種貯蔵所の軽微変更届出	法第19条第2項	○	○	
17	第二種貯蔵所の変更届出	法第19条第4項	○	○	
18	製造施設（第一種製造者）又は第一種貯蔵所の工事の完成検査	法第20条第1項	○	△ (第一種貯蔵所のみ)	

高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口

○「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」より引用

No.	対象事務	根拠 (高圧法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	備考
19	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査結果の届出	法第20条第1項 ただし書	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
20	法第20条第2項の規定に基づく、検査記録の届出	法第20条第2項	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
21	製造施設（第一種製造者）又は第一種貯蔵所の変更工事の完成検査	法第20条第3項	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
22	製造施設（第一種製造者）又は第一種貯蔵所の変更工事に係る認定完成検査実施者による完成検査記録の届出	法第20条第3項 第2号	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
23	協会又は指定完成検査機関が行う完成検査結果報告	法第20条第4項	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
24	高圧ガス販売事業の届出	法第20条の4	○	○	
25	高圧ガス販売事業の地位の承継	法第20条の4の 2	○	-	
26	高圧ガス販売業者への周知の勧告	法第20条の5第 2項	○	○	
27	高圧ガス販売業者への周知勧告拒否の公表	法第20条の5第 3項	○	○	
28	高圧ガス販売業者への基準適合命令	法第20条の6第 2項	○	○	
29	販売する高圧ガスの種類の変更届出	法第20条の7	○	○	
30	高圧ガス製造（第一種製造者）の開始又は廃止の届出	法第21条第1項	○	-	
31	高圧ガス製造事業（第二種製造者）の廃止届出	法第21条第2項	○	○	
32	高圧ガス製造（第二種製造者）の廃止届出	法第21条第3項	○	○	
33	第一種貯蔵所、第二種貯蔵所の廃止届出	法第21条第4項	○	-	
34	高圧ガス販売事業の廃止届出	法第21条第5項	○	○	
35	輸入検査	法第22条第1項	○	○	
36	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査を受けた旨の届出	法第22条第1項 ただし書き	○	-	

高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口

○「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」より引用

No.	対象事務	根拠 (高圧法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	備考
37	協会又は指定輸入検査機関の輸入検査結果報告	法第22条第2項	○	—	
38	輸入検査不合格に係る廃棄等必要措置命令	法第22条第3項	○	○	
39	特定高圧ガスの消費届出	法第24条の2	○	○	
40	特定高圧ガス消費者への基準適合命令	法第24条の3第3項	○	○	
41	特定高圧ガス消費施設等の変更届出	法第24条の4第1項	○	○	
42	特定高圧ガスの消費の廃止届出	法第24条の4第2項	○	○	
43	危害予防規程（第一種製造者）の届出	法第26条第1項	○	—	
44	危害予防規程（第一種製造者）の変更命令	法第26条第2項	○	—	
45	危害予防規程（第一種製造者）の遵守の勧告又は命令	法第26条第2項	○	—	
46	保安教育計画（第一種製造者）の変更命令	法第27条第2項	○	—	
47	保安教育実施等の勧告	法第27条第5項	○	△ (第一種製造者を除く)	
48	保安統括者の選任又は解任の届出	法第27条の2第5項	○	○	
49	保安技術管理者又は保安係員の専任又は解任の届出	法第27条の2第6項	○	—	
50	保安主任者又は保安企画推進員の専任又は解任の届出	法第27条の3第3項	○	—	
51	冷凍保安責任者の選任又は解任の届出	法第27条の4第2項	○	○	
52	販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任の届出	法第28条第3項	○	○	
53	製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務	法第29条の2	△	—	協会へ委託
54	製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納命令	法第30条	○	—	

高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口

○「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」より引用

No.	対象事務	根拠 (高圧法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	備考
55	製造保安責任者試験及び 販売主任者試験	法第31条第2項	△	—	協会へ移譲
56	保安統括者等の代理者の 選任又は解任の届出	法第33条第3項	○	○	
57	保安統括者等の解任命令	法第34条	○	—	
58	保安検査	法第35条第1項	△	—	県保安協会他で 実施
59	保安検査を協会又は指定 保安検査機関が行う旨の 届出（第一種製造者）	法第35条第1項 ただし書き	○	—	
60	協会又は指定保安検査機 関が行う完成検査結果の 届出（第一種製造者）	法第35条3項	○	—	
61	高圧ガス施設等の危険な 事態の届出	法第36条第2項	○	○	
62	第一種製造者又は第一種 貯蔵所の許可の取り消し	法第38条	○	—	
63	緊急措置	法第39条	○	○	
64	認定完成検査実施者による 特定変更工事の検査記 録の届出	法第39条の11第 1項	○	△ (第一種貯蔵所 のみ)	
65	認定保安検査実施者による 保安検査の記録の届出	法第39条の11第 2項	○	—	
66	登録容器等製造業者に対 する災害防止命令	法第49条の30	○	—	
67	不適合外国登録容器輸入 車に対する災害防止命令	法第49条の35	○	○	
68	業務報告の徴収	法第61条	○	○	
69	立入検査	法第62条第1項	○	○	
70	事故等の届出	法第63条第1項	○	○	
71	災害発生に関する報告徴 収	法第63条第2項	○	○	
72	許可等の条件	法第65条第1項	○	○	

高圧ガス保安法関係事務手続毎の受付窓口

○「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」より引用

No.	対象事務	根拠 (高圧法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	備考
73	公安委員会または消防長 への通報	法第74条第1項	○	○	